

2022年8月

令和4年8月3日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまへ

株式会社ZEN少額短期保険

大雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」ならびに「継続契約の締結手続き」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。また、保険金お支払いに関しましても可能な限りの便宜措置を講じて迅速な保険金のお支払いに努めてまいります。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、当社担当窓口までお申し出ください。

当社担当窓口：0120-860-172(通話料無料)

(受付時間：平日 10:00～16:00 土日祝休)

災害救助法適用地域	法適用日
【山形県】 米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高畠町 東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町 【新潟県】 村上市、胎内市、岩船郡関川村	8月3日
【石川県】 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町 【福井県】 南条郡南越前町	8月4日
【青森県】 弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村 南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町	8月9日

以上